

26町都土第17号

2026年4月28日

公益社団法人 全日本不動産協会
東京都本部町田支部 支部長 田代 雅司 様

町田市都市づくり部
土地利用調整課長 平野 圭

町田市住みよい街づくり条例の制度周知について（依頼）

平素から町田市の都市づくり行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、町田市においては、2023年4月1日から町田市住みよい街づくり条例によって、市内の5,000㎡以上の土地取引段階で、市への届出が必要となっております。つきましては、貴協会の会員様に本制度の周知のお願いを申し上げます。

記

○添付資料

- ① 町田市住みよい街づくり条例パンフレット抜粋
- ② 大規模土地取引届出書

届出書ホームページ



<問い合わせ先>

都市づくり部土地利用調整課

担当：林、森、鈴木

電話：042-724-4254

E-mail：toshi100@city.machida.tokyo.jp

早期周知による 街づくり

大規模な土地取引・開発等の前に、地区の街づくりの方針を共有することで、より良いまちを目指しましょう。

早期周知による街づくりは、大規模土地での土地利用転換や、一定規模以上の開発行為や建築行為について、土地利用計画づくりの早い段階で市や市民の作成した街づくりの方針を共有し、地区の特性を活かした街づくりの実現を目指す取り組みです。

※10ページ・11ページの内容は、2023年4月1日からの適用開始となります。適用開始以前の制度については、市へお問い合わせください。

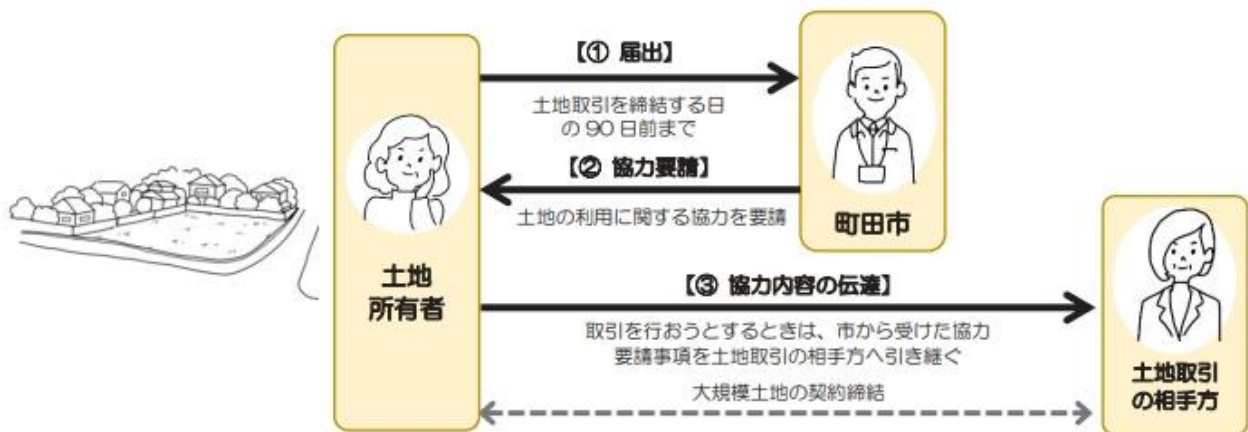
(1) 大規模土地取引段階における街づくり

目的

土地所有者（市民）も「街づくり活動に協力する」立場と捉え、大規模な土地の取引をする際に、その土地にかかる街づくりの方向性を理解した上で土地の取引を行うとともに、街づくりの方向性を土地取引の相手方に伝えることで、次の土地利用計画へつなげることを目的に定めるものです。

手続き

- ① 土地所有者は、大規模土地取引に係る契約を締結する日の90日前までに、市へ届出を行います。
- ② 市は、今後の土地利用計画等へ反映されるよう、街づくりの方針や「まちビジョン」の内容等を土地所有者に伝えます。
- ③ 土地所有者は、市から得た情報を土地取引の相手方へ引き継ぎます。



◆対象となる土地取引

- ・市内における **5,000 m²以上**の土地取引が手続きの対象となります。

Q & A ~大規模土地取引段階における街づくり~

Q：町田市からの協力要請とは、どのような内容ですか？

A：市民などが作成した「まちビジョン」や、「町田市都市づくりのマスタープラン」に掲げる地区の街づくり方針などをお伝えします。

②

第20号様式（第23条関係）

年 月 日

町田市長 様

大規模土地の所有者等

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大規模土地取引届出書

町田市住みよい街づくり条例第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| 大規模土地の所在地 | 地目 | 地積 (㎡) |
|-----------|--|--------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 添 付 図 書 | <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 平面図その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> その他 | |
| 備 考 | | |